

令和元年度

財政援助団体等監査報告書

葛飾区監査委員



(写)

31葛監第107号  
令和2年2月12日

葛飾区長 殿  
葛飾区議会 議長 殿  
葛飾区教育委員会 殿

葛飾区監査委員	内山利之
同	遠藤勝男
同	安西俊一
同	上村やす子

令和元年度財政援助団体等監査の結果に関する報告について

標記の件について、地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を提出いたします。

なお、本監査には令和元年10月10日までは秋本とよえ前監査委員及び向江すみえ前監査委員が、同月11日以降は安西俊一監査委員及び上村やす子監査委員が関与しました。

## 目 次

	頁
第1 監査の概要	1
1 監査の目的	1
2 監査実施期間	1
3 監査の対象	1
4 監査実施団体	1
5 監査の方法	2
6 監査の観点	2
第2 監査の結果（団体の個別的事項）	3
1 社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会	3
2 株式会社 こどもの森 （監査対象 亀有プチ・クレイシュ）	9
3 株式会社 育志 （監査対象 保育園あつぷるキッズ青戸園）	13
4 社会福祉法人 かがやけ福社会 （監査対象 かがやけ第2共同作業所）	16
5 社会福祉法人 葛飾鎌倉福社会 （監査対象 鎌倉小学童保育クラブ）	22
6 国際自然大学校・東急コミュニティーグループ （監査対象 葛飾区立日光林間学園）	26
7 株式会社 ソーリン （監査対象 葛飾区亀有南駐車場他6か所）	30

## 第1 監査の概要

### 1 監査の目的

財政援助団体等監査は、区が補助金・交付金等を交付している団体及び公の施設の指定管理者に対し、財政的援助にかかわる事業の出納その他の事務について適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうかを主眼に地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項に基づき監査した。

### 2 監査実施期間

令和元年9月2日（月）から令和2年2月12日（水）まで

### 3 監査の対象

令和元年度区が補助金等を交付している財政援助団体及び指定管理者、7団体を監査対象とした。

#### (1) 財政援助団体

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| ① 年額5,000万円以上の補助金を交付している団体 | 2団体 |
| ② 年額1,000万円以上の補助金を交付している団体 | 3団体 |

#### (2) 指定管理者

2団体

### 4 監査実施団体（対象施設）

主管部局

[財政援助団体]

(1) 社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会                      福祉部 福祉管理課・高齢者支援課

(2) 株式会社 こどもの森

（監査対象 亀有プチ・クレイシュ）                      子育て支援部 子育て支援課

(3) 株式会社 育志

（監査対象 保育園あっぷるキッズ青戸園）                      子育て支援部 子育て支援課

(4) 社会福祉法人 かがやけ福祉会

（監査対象 かがやけ第2共同作業所）                      福祉部 障害福祉課・障害者施設課

(5) 社会福祉法人 葛飾鎌倉福祉会

（監査対象 鎌倉小学童保育クラブ）                      教育委員会事務局 放課後支援課

[指定管理者]

(6) 国際自然大学校・東急コミュニティーグループ

（監査対象 葛飾区立日光林間学園）                      教育委員会事務局 学校施設課

(7) 株式会社 ソーリン

(監査対象 葛飾区亀有南駐車場他6か所)

都市整備部 道路管理課・交通安全対策担当課

5 監査の方法

各団体及び主管課から提出された補助金等の交付申請書、事業報告書、決算書、会計帳簿、証拠書類などの関係書類の精査・突合の書面監査を行った。なお、実地監査は、葛飾区立日光林間学園を令和元年9月5日に行った。

6 監査の観点

監査の主な観点は、次のとおりである。

(1) 財政援助団体に対するもの

- ① 補助金等の交付申請、請求及び受領は適切に行われているか。
- ② 補助金等は事業計画及び交付条件・目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。  
また、補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。
- ④ 補助金等に係る精算報告、実績報告は適正に行われているか。また、精算返還金は適正な時期に返還されているか。
- ⑤ 帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。
- ⑥ 補助等の効果は十分に達せられているか。
- ⑦ 自主財源の確保に努めているか。

(2) 指定管理者に対するもの

- ① 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- ② 料金収入や施設の管理に関する収支の会計処理が適切に行われているか。
- ③ 施設の管理は、協定内容に沿って適正に行われているか。
- ④ 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。
- ⑤ 事業に対する経営努力がみられるか。
- ⑥ 決算報告書に誤りはないか。

(3) 所管課に対するもの

- ① 補助金等の額の算定、交付手続及び時期は適切か。
- ② 交付基準は合理的で統一性のあるものとなっているか。
- ③ 団体及び公の施設の指定管理者に係る指導・監督は適切に行われているか。

## 社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

### 1 法人の概要

#### 法人設立等

設立 昭和27年12月11日 法人認可 昭和37年9月28日

#### 【法人の定款が定める目的】

葛飾区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ・共同募金事業への協力
- ・手話通訳事業の受託
- ・福祉サービス利用援助事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・ボランティア活動の振興
- ・在宅福祉サービス事業の企画及び実施
- ・小口生活資金の貸付
- ・子育て援助活動支援事業の受託
- ・その他この法人の目的達成のため必要な事業

### 2 監査対象の概要

#### (1) 監査対象

平成30年度に葛飾区から補助金の交付を受けた社会福祉法人「葛飾区社会福祉協議会」を監査対象とした。

#### (2) 施設等

ア 所在地	葛飾区堀切三丁目34番1号
イ 所有関係	葛飾区の行政財産
ウ 延床面積	411.888㎡ (ウェルピアかつしか4915.83㎡の1階・3階の一部)
エ 建物の構造	鉄筋コンクリート造

#### (3) 法人職員 (平成31年3月31日現在)

理事 15人 監事 2人 評議員 40人

職員 39人 (14人)

( ) 内人数は非常勤を再掲

#### (4) 事業概要

- ア 地域で支え合い、つながる仕組みを作るための事業【地域住民主体の取組】
  - (ア) 小地域福祉活動の推進  
地域ごとの実情に合った活動支援、担い手の拡大・育成、情報交換会の開催
  - (イ) ボランティア活動の推進  
ボランティアまつり、ボランティア講座、相談・紹介・登録、情報収集・発信
  - (ウ) 福祉教育の充実  
ボランティアスクール、福祉・ボランティア出前講座、福祉教育推進協力校支援
  - (エ) 地域団体・福祉団体等の支援  
地区高齢者支援活動助成、地域福祉活動助成
- イ 区民同士の助け合い活動を広げるための事業【地域住民と社協が協力するための取組】
  - (ア) 地域支えあい活動の充実  
しあわせサービス、ファミリー・サポート・センター、ハンディキャブ運行
  - (イ) 成年後見センター機能の活用  
成年後見センター、人生のエンディングの準備支援事業
  - (ウ) 健康づくり・生きがいづくり  
ワークスかつしか（シニア就業支援事業）、介護支援サポーター、高齢者作品展
  - (エ) 福祉人材の育成・活用  
手話講習会、手話通訳者派遣
  - (オ) 募金活動の推進  
歳末たすけあい・地域福祉活動募金、赤い羽根共同募金
- ウ 自分らしく安心して暮らせるまちづくりのための事業【社協が支援を提供する取組】
  - (ア) 在宅福祉サービスの充実  
ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業、ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業
  - (イ) 生活福祉資金の貸付等  
一時的な生活資金の貸付
  - (ウ) 災害ボランティア活動の支援など
- エ 「わがまち葛飾」を実現するための事業【社協の組織運営に関する取組】
  - (ア) 社協運営の充実
  - (イ) 情報発信・広報活動の強化  
社協だより・社協ガイドブックの発行、ホームページの運営
  - (ウ) 財政基盤の強化  
会員増強活動



## (5) 葛飾区社会福祉協議会の収支状況 (平成30年度)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
事業活動による収支			
会費収入	16,927,000	人件費支出	233,154,198
寄附金収入	18,057,851	職員給料支出	124,590,122
経常経費補助金収入	265,409,968	職員賞与支出	35,903,712
区補助金収入	<b>232,652,347</b>	非常勤給料支出	34,304,301
共同募金配分金収入	32,757,621	法定福利費他支出	38,356,063
受託金収入	73,976,812	事業費支出	69,271,053
貸付事業収入	133,500	諸謝金支出	24,940,918
事業収入	12,236,270	印刷製本費支出	12,584,803
負担金収入	2,243,550	業務委託他支出	31,745,332
受取利息配当金収入	14,549,878	事務費支出	34,758,520
その他の収入	444,137	事務消耗品支出	4,589,155
		業務委託支出	3,878,651
		通信運搬費支出	4,629,759
		保守他支出	21,660,955
		貸付事業支出	60,000
		分担金支出	486,400
		助成金支出	60,936,274
事業活動収入計(1)	403,978,966	事業活動支出計(2)	398,666,445
事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)			5,312,521
施設整備等による収支			
施設整備等補助金収入(4)	2,620,000	固定資産取得支出(5)	5,068,936
施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)			△2,448,936
その他の活動による収支			
積立資産取崩収入(7)	1,874,074	積立資産支出(8)	110,274,740
その他の活動による収支(9) = (7) - (8)			△108,400,666
当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)			△105,537,081
前期末支払資金残高(11)			154,533,609
当期末支払資金残高(12) = (10) + (11)			48,996,528

## (6) 監査対象補助

葛飾区は、「社会福祉法人に対する助成に関する条例」及び「同施行規則」に基づき、葛飾区社会福祉協議会の運営の安定化・活性化を支援するため、平成30年度に管理運営及び事業に充てる補助金を交付した。

### ア 運営費

(ア) 人件費 149,755,824円  
(イ) 施設等管理費 2,465,000円  
運営費の合計 152,220,824円

### イ 事業費

#### (ア) 高齢者食事サービス事業

「高齢者食事サービス活動助成事業実施要綱」に基づき、会食・配食サービスを行っているボランティア団体や地域団体に対し、食材料費等を助成し、その支援を行なった。

(実績) 会食サービス 1団体 実施回数 11回 延食数 440食  
配食サービス 5団体 実施回数 176回 延食数 7,124食  
(補助額) 3,656,996円

#### (イ) ボランティアセンター運営

「葛飾区かつしかボランティアセンター条例、同施行規則」に基づき、ボランティア活動を支援するため、ボランティアセンターの業務委託及び光熱水費等の経費

(補助額) 3,532,752円

#### (ウ) ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業

「ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業実施要綱」に基づき、65歳以上の在宅の一人ぐらし高齢者に対し、乳酸菌飲料を毎日配達し、挨拶など一声かけることにより、安否確認や孤独感の解消を図った。

(実績) 登録者 1,581人 配達本数 延300,784本  
(補助額) 9,372,221円

#### (エ) 手話講習会開催事業

「手話講習会実施要領」に基づき、広く手話を周知し、聴覚障害者などに対する理解を深めるとともに、手話通訳者を育成する機会づくりのため、手話講習会を開催した。

(実績) 開催回数(昼・夜) 手話教室各3回 入門各26回 基礎各30回 基本各33回  
受講者 手話教室78人 入門80人 基礎71人 基本28人  
(補助額) 3,000,535円

#### (オ) ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

「ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業運営要綱」に基づき、保育園の送迎など日常生活の利便を図るために、一定期間ホームヘルパーを派遣した。

(実績) 利用登録 13世帯 派遣時間 延707時間  
(補助額) 1,362,050円

#### (カ) ハンディキャブ運行事業

「ハンディキャブ運行事業実施要綱」に基づき、運転ボランティアによるリフト付きワ

ゴン車を運行し、身体障害者や高齢者の社会参加を支援した。

(実績) 利用登録者 87人 利用件数 761件 利用時間 1,833時間

(補助額) 1,502,822円

(キ) 成年後見センター事業

「葛飾区成年後見センター運営要綱」に基づき、成年後見制度について以下の総合的な取り組みをした。

(実績)

① 区役所出張相談		13件
② 成年後見人等の集い	3回	延べ27人
③ 推進機関連絡会	2回	延べ52人
④ 法人後見の受任	5件	うち3件は法人後見監督
⑤ 市民後見人の受任	2件	
⑥ 運営委員会開催	1回	
⑦ 市民後見人の養成	全5日間	受講者3人
⑧ 区民向け制度講演会	4回	延べ69人
⑨ 福祉関係者向け制度講演会	2回	延べ64人
⑩ 障がい者のための制度講演会	2回	延べ33人
⑪ 遺言・相続講演会	2回	延べ72人
⑫ 任意後見制度講演会	2回	延べ48人
⑬ 信託制度講演会	3回	延べ63人
⑭ 相続税・贈与税講演会	1回	37人
⑮ 成年後見・相続・遺言無料相談会	1回	4人
⑯ 高齢者・障がい者なんでも相談会	1回	3人
⑰ 出前講座	4回	

(補助額) 26,415,246円

(ク) 成年後見センター事業 (権利擁護分)

「葛飾区成年後見センター運営要綱」に基づき、法律専門相談、苦情解決など、専門相談を予約制で実施した。

(実績) 一般相談 1,790件 専門相談 28件

(補助額) 7,443,543円

(ケ) 成年後見センター事業 (エンディング)

「葛飾区成年後見センター運営要綱」に基づき、人生の終末期を迎えるにあたり、安心して日々の暮らしを送れるよう、講演会の開催や、エンディングノートの作成・配布を行った。

(実績) エンディングのための講演会 5回 参加者延べ 154人 出前講座 8回

エンディングノート作成 7,000部 配布 8,000部 (前年度作成分を含む)

(補助額) 698,090円

(コ) 地区高齢者支援活動助成

高齢者福祉増進のため各地区で行われる高齢者支援活動等に対し助成を行った。

(実績) 19地区 団体数 220団体

(補助額) 12,568,000円

(サ) 災害ボランティア保険助成

登録災害ボランティアが活動中の事故に備え、ボランティア保険(天災コース)に加入したとき、その保険料の一部を補助した。

(実績) 加入者 26人 1人200円

(補助額) 5,200円

(シ) シニア就業支援事業助成

「シニア就業支援事業補助金交付要綱」に基づき、無料職業紹介所(ワークスかつしか)を運営し、高齢者の就業支援を行った。

(実績) 求職者 1,470人 就職セミナー2回 延べ83人

(補助額) 10,874,068円

事業費の合計 80,431,523円

以上の補助金の合計額は、232,652,347円である。

### 3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類、各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

株式会社 こどもの森  
(監査対象 亀有プチ・クレイシュ)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

株式会社こどもの森は、平成4年1月22日に設立され、東京都国分寺市に本店を置き、次の事業を営むことを目的としている。

- ・児童福祉サービスの受託及び児童福祉施設の経営
- ・児童福祉施設の経営コンサルティング
- ・児童福祉施設の管理運営（採用、教育・研修、経理、申請、福利厚生、情報システムの設計・開発・運用）業務
- ・施設並びに付属設備及び備品の保全・保守・清掃・点検業務
- ・警備、防災、環境保全に関わるシステムの企画、設計、施行、メンテナンス
- ・前各号に付帯する一切の業務

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

平成30年度に葛飾区から補助金の交付を受けた認証保育所「亀有プチ・クレイシュ」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

東京都から認証保育所A型（0歳児から小学校就学前までの都内在住の児童を対象として13時間以上開所）の認証を受け、「心もからだも健やかで明るく元気な子」「友達と仲良くできる思いやりのある子」、「なんでも自分でしようとする子」を保育目標に掲げ、人と協調し、思いやる心や感動する心など、豊かな人間性をきめ細やかな保育で育てていくことなどを目的として認証保育所の運営を行っている。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成15年2月1日
イ 所在地	葛飾区亀有三丁目10番2号 泉ビル2階
ウ 所有関係	賃借
エ 建物の構造	鉄筋コンクリート造
オ 床面積	164.79㎡（内訳：乳児室・ほふく室53.15㎡、保育室・遊戯室59.34㎡、調理室・調乳室5.40㎡、その他46.90㎡）

(4) 施設職員（平成31年3月31日現在）

施設長 1人 保育従事職員 8人（2人） 調理職員 2人（2人）

嘱託医 1人（1人）

（ ）内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要

ア 保育内容等

開 園 日	月曜日～土曜日
保 育 時 間	7時00分から20時00分
定 員	38人
休 園 日	日曜・祝日・年末年始
対 象 年 齢	生後3か月～就学前までの乳幼児
特別保育事業	一時保育

イ 月極保育利用者数 (補助金対象児童数)

(単位：人)

年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0歳児	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	44
1～2歳児	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	156
3歳児	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72
4歳児以上	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
計	31	31	31	31	32	32	32	32	32	32	32	32	380

## (6) 亀有プチ・クレイシュの収支状況（平成30年度）

（単位：円）

収入の部		支出の部	
補助金収入	76,602,670	人件費支出	47,095,272
区補助金	60,362,200	職員給料支出	30,783,574
認証保育所運営費等補助金	53,863,200	職員賞与支出	4,405,188
保育士等キャリアアップ補助金	2,667,000	交通費支出	1,038,370
保育力強化事業補助金	464,000	退職給付支出	5,434,070
保育従事職員宿舍借上支援事業補助金	3,368,000	法定福利費支出	5,434,070
補助金（区以外）	16,240,470	事業費支出	4,613,571
利用料収入	12,905,185	給食費支出	1,977,157
その他の収入	565,776	保健衛生費支出	832,684
		保育材料費支出	1,195,277
		水道光熱費支出	602,976
		消耗器具備品費支出	5,477
		事務費支出	30,951,909
		福利厚生費支出	3,962,576
		旅費交通費支出	56,768
		研修研究費支出	136,051
		事務消耗品費支出	127,296
		印刷製本費支出	63,735
		水道光熱費支出	150,744
		修繕費支出	39,657
		通信運搬費支出	124,904
		広告費支出	506,995
		業務委託費支出	9,273,811
		賃借料支出	147,907
		土地・建物賃借料支出	4,566,852
		租税公課支出	10,630,041
		その他の支出	1,164,572
事業活動収入計（1）	90,073,631	事業活動支出計（2）	82,660,752
事業活動資金収支差額（3）＝（1）－（2）			7,412,879
施設整備等による収支			
施設整備補助金収入	0	設備資金借入金元金償還支出	0
設備資金借入金収入	0	固定資産取得支出	0
その他施設整備等による収入	0	その他施設整備等による支出	0
施設整備等収入計（4）	0	施設整備等支出計（5）	0
施設整備等資金収支差額（6）＝（4）－（5）			0
その他の活動による収支			
積立資産取崩収入	0	積立資産支出	6,000,000
事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金収入	0	事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金支出	0
その他の活動による収入	0	その他の活動による支出	0
その他の活動収入計（7）	0	その他の活動支出計（8）	6,000,000
その他の活動資金収支差額（9）＝（7）－（8）			△ 6,000,000
当期資金収支差額合計（10）＝（3）＋（6）＋（9）			1,412,879

### (7) 監査対象補助

葛飾区は、認証保育所が実施する事業を補助するため、平成30年度分として、亀有プチ・クレイシュに対して次のとおり補助金を交付した。

#### ア 葛飾区認証保育所運営費等補助金

「葛飾区認証保育所運営費等補助要綱」に基づき、運営費に充てる補助金として53,863,200円を交付した。

#### イ 葛飾区保育士等キャリアアップ補助金

「葛飾区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱」に基づき、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用に充てる補助金として2,667,000円を交付した。

#### ウ 葛飾区保育力強化事業補助金

「葛飾区保育力強化事業補助金交付要綱」に基づき、保育力強化事業の事業者に対してその取組に要する費用に充てる補助金として464,000円を交付した。

#### エ 葛飾区保育従事職員宿舍借上支援事業補助金

「葛飾区保育従事職員宿舍借上支援事業補助金等交付要綱」に基づき、保育従事職員の宿舍の借上げを実施する費用に充てる補助金として3,368,000円を交付した。

以上の補助金の合計額は、60,362,200円である。

### 3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

なお、区の補助金は、保護者が安心して就労と子育てを両立していけるよう、認証保育所のサービス水準の維持向上や保育士のキャリアアップ等を目的に助成されており、亀有プチ・クレイシュでは、13時間保育や一時保育の実施、アレルギー児の対応など、多様な保育ニーズに応えるほか、0～2歳児の延べ200人を含め、延べ380人の小学校就学前の児童（区内在住）の保育を実施するなど、待機児童解消の一翼を担っている。



株式会社 育志  
(監査対象 保育園あつぷるキッズ青戸園)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

株式会社育志は、平成20年4月1日に設立され、東京都葛飾区に本店を置き、次の事業を営むことを目的としている。

- ・東京都認証保育所の運営
- ・認可及び認可外保育所の運営
- ・不動産の保有、売買、賃貸、管理及びそれらの仲介
- ・各種情報、ノウハウの収集、管理及び販売
- ・日用品雑貨、食料品等の販売
- ・出版業
- ・各種イベント、セミナーの企画及び運営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

平成30年度に葛飾区から補助金の交付を受けた認証保育所「保育園あつぷるキッズ青戸園」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

東京都から認証保育所A型（0歳児から小学校就学前までの都内在住の児童を対象として、13時間以上開所）の認証を受け、「基本的な生活習慣を身につけさせ、心身共に安定した生活をおくらせる」「人との結びつきを大切に信頼できる人間関係を構築できるようにする」「小さなことにでも感動できる感性を養い、創造力・思考力の芽を育てる」「生きる力を培い、どんな環境の中でも自分らしく生きていける力を養う」を保育目標として、認証保育所の運営を行っている。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成20年4月1日
イ 所在地	葛飾区青戸三丁目23番3号 沼野ビル2階
ウ 所有関係	賃借
エ 建物の構造	鉄骨造3階建て
オ 床面積	117.51㎡（内訳：乳児室・ほふく室52.22㎡、保育室・遊戯室38.49㎡、調理室5.24㎡、その他21.56㎡）

(4) 施設職員（平成31年3月31日現在）

施設長 1人 保育従事職員 13人（8人） 調理職員 1人  
嘱託医 1人（1人）

（ ）内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要

ア 保育内容等

開園日	月曜日～土曜日
保育時間	7時00分から20時00分
定員	30人
休園日	日曜・祝日・年末年始
対象年齢	生後43日～就学前までの乳幼児
特別保育事業	一時保育

イ 月極保育利用者数（補助金対象児童数）

(単位：人)

年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0歳児	4	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
1～2歳児	10	10	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	125
3歳児	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48
4歳児以上	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	84
計	25	27	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26	317

(6) 保育園あっぷるキッズ青戸園の収支状況（平成30年度）

(単位：円)

収入の部		支出の部	
補助金収入	50,817,480	人件費	24,213,901
区補助金	49,099,560	給料賃金	21,989,557
認証保育所運営費等補助金	47,088,560	法定福利費	2,224,344
保育士等キャリアアップ補助金	1,222,000	運営その他	12,435,982
保育従事職員宿舍借上支援事業	789,000	業務委託費	174,871
補助金（区以外）	1,717,920	旅費交通費	3,285,931
保護者収入	11,290,400	支払手数料	131,588
保育料等	11,290,400	食料品費	1,203,149
その他	231,400	福利厚生費	1,874,407
		地代家賃	3,840,000
		修繕費	10,584
		通信費	378,108
		水道光熱費	808,706
		租税公課	3,100
		保険料	14,641
		備品消耗品費	702,097
		雑費	8,800
収入計	62,339,280	支出計	36,649,883
		収支差額	25,689,397

### (7) 監査対象補助

葛飾区は、認証保育所が実施する事業を補助するため、平成30年度分として、保育園あつぷるキッズ青戸園に対して次のとおり補助金を交付した。

#### ア 葛飾区認証保育所運営費等補助金

「葛飾区認証保育所運営費等補助要綱」に基づき、運営費に充てる補助金として47,088,560円を交付した。

#### イ 葛飾区保育士等キャリアアップ補助金

「葛飾区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱」に基づき、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用に充てる補助金として1,222,000円を交付した。

#### ウ 葛飾区保育従事職員宿舍借上支援事業補助金

「葛飾区保育従事職員宿舍借上支援事業補助金等交付要綱」に基づき、保育従事職員の宿舍の借上げを実施する費用に充てる補助金として789,000円を交付した。

以上の補助金の合計額は、49,099,560円である。

### 3 監査の結果

保育園あつぷるキッズ青戸園では、13時間保育や一時保育の実施、待機児童の多い年齢である0～2歳児の延べ185人を含め、延べ317人の小学校就学前の児童（区内在住）の保育など多様な利用者ニーズに応えている。

区の補助金は、保護者が安心して就労と子育てを両立していけるよう、認証保育所のサービス水準の維持向上や保育士のキャリアアップ等を目的に活用されている。

#### 意見・要望事項

区の補助金に係る出納その他の事務の執行について、各会計帳簿、現金収支関係書類、補助金の交付申請書及び実績報告書等を確認した結果、補助金の交付金額に影響する誤りではないものの、平成30年度実績収支報告書の運営費補助金額に、平成29年度の運営費差額とキャリアアップ補助金を計上し、平成30年度の3月分運営費を計上していない等の誤りがみられ、実績収支報告書の差替えが生じた。

実績収支報告書は、区の補助金経理上の重要な書類であり、作成にあたっては、誤りのないように特段の注意を払われたい。所管課においても提出された報告書の内容確認及び指導を徹底されたい。

社会福祉法人 かがやけ福祉会  
(監査対象 かがやけ第2共同作業所)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人かがやけ福祉会は、多様な福祉のサービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- ・障害福祉サービス事業の経営
- ・特定相談支援事業の経営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

平成30年度に葛飾区から補助金等の交付を受けた就労継続支援B型事業所「かがやけ第2共同作業所」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(3) 施設概要

- ア 開設年月日 平成16年12月1日
- イ 所在地 葛飾区新宿一丁目1番15号
- ウ 所有関係 葛飾区の普通財産である土地は貸付契約による無償貸与、建物は法人の自己所有
- エ 敷地面積 527.99㎡
- オ 建物の構造 鉄筋コンクリート造4階建て
- カ 延床面積 1,050.97㎡
- キ 併設施設 相談支援センターかがやけ（共同作業所内2階・監査対象外）

(4) 施設職員（平成31年3月31日現在）

- 施設長（管理者）1人 副施設長（サービス管理責任者）1人 生活支援員1人  
職業指導員10人（5人） 目標工賃達成指導員1人  
就労支援員（職業指導員兼務）1人 栄養士1人  
調理員（常勤：職業指導員兼務）2人（1人） 事務員1人  
（ ）内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要 (平成31年3月31日現在)

ア 開所日 月曜日から金曜日まで

イ 開所時間 午前9時から午後5時まで

ウ 就労継続支援B型事業 定員60人 (現員53人)

・ 平均工賃支給額 月額20,905円 (前年度 21,690円)

・ 事業内容

弁当調理作業 (弁当配食サービス)

売上実績 7,576,000円 (売上目標 8,160,000円)

菓子製造作業 (喫茶含む)

売上実績 4,989,000円 (売上目標 菓子製造 5,160,000円、喫茶 720,000円)

受注作業 (学校教材セット、鉛筆セット、精密機器部材セット)

売上実績 1,972,000円 (売上目標 1,920,000円)

清掃作業 (公園・児童遊園清掃、トイレ清掃)

売上実績 7,390,000円 (売上目標 15,600,000円)

利用者の性別・年齢構成

(単位：人)

年齢	- 19	20 - 29	30 - 39	40 - 49	50 - 59	60 -	合計
男性		7	17	3	7	1	35
女性		6	4	7	0	1	18
合計	0	13	21	10	7	2	53
割合	0.0%	24.5%	39.6%	18.9%	13.2%	3.8%	

利用者の障害の等級

(単位：人)

区分	愛の手帳										合計	
	1度 最重度		2度 重度		3度 中度		4度 軽度		なし			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体 障害 者 手帳	1級										0	0
	2級							2			0	2
	3級										0	0
	4級										0	0
	5級							1			1	0
	6級										0	0
	なし	0	0	10	2	15	7	9	7	0	0	34
小計	0	0	10	2	15	7	10	9	0	0	35	18
合計	0		12		22		19		0		53	

## エ 就労支援事業

### ① 実習の状況

葛飾区障害者就労支援センターとの連携により、利用者が社会参加の場として「普段とは違う場所・支援員・作業場所」を経験することを目的に、区役所実習など中間的就労の場を活用した実習を行った。

#### 《区役所実習》

- ・ 参加人数 24人
- ・ 主な実習先 学務課、収納対策課、高齢者支援課、危機管理課、ボランティアセンター、中小企業共済会等
- ・ 実習内容 パンフレットの封入封かん、あて名シール貼り等

#### 《施設外実習》

- ・ 参加人数 4人
- ・ 実習先 洗剤会社、洋菓子店
- ・ 実習内容 洗剤ボトルの箱詰め、接客や箱詰め

### ② 一般就労の実績

1人（2週間の実習を経て、12月から区内保育園に就労）

### ③ 定着支援

かがやけ出身の就労者の交流会「チャレンジ会」を開催

### ④ 就労支援担当者連絡会

月1回、区内9施設の就労支援員と就労支援センター職員が集まり、就労に関する情報交換や課題の共有、検討を行う会議を開催

### ⑤ 就労支援ネットワーク会議

就労支援対象者の障害種別や所属を越え、就労支援のあり方を検討し情報共有や自己研鑽を行う場として、年6回開催

## (6) かがやけ第2共同作業所の収支状況(平成30年度)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
事業活動による収支			
就労支援事業収入	21,963,728	人件費支出	72,758,202
障害福祉サービス等事業収入	111,066,005	職員給料支出	39,548,211
自立支援給付費収入	79,739,969	職員賞与支出	10,393,185
訓練等給付費収入	79,739,969	非常勤職員給与支出	13,331,426
利用者負担金収入	2,733,583	退職給付支出	686,060
補助金事業収入	28,592,453	法定福利費支出	8,799,320
葛飾区補助金	28,522,453	事業費支出	12,103,563
障害者通所施設負担軽減経費補助金	9,967,063	給食費支出	3,474,119
民間障害者通所施設サービス推進費補助金	12,871,000	保健衛生費支出	43,588
障害者通所施設就労支援事業補助金	2,658,190	教養娯楽費支出	1,648,439
経営コンサルタント委託事業経費補助金	2,484,000	本人支給金支出	1,512,510
日中活動系サービス事業所就労支援助成金	542,200	水道光熱水支出	4,099,699
葛飾区社会福祉協議会補助金	70,000	消耗器具備品費支出	149,533
借入金利息補助金収入	272,480	保険料支出	863,760
経常経費寄附金収入	199,842	車両費ほか支出	311,915
受取利息配当金収入	38	事務費支出	14,514,815
その他の収入	1,658,530	福利厚生費・旅費交通費支出	430,747
受入研修費収入	126,560	修繕費支出	4,052,388
利用者等外給食費収入	1,491,500	業務委託費支出	4,631,875
雑収入	40,470	保守料支出	1,686,153
		事務消耗品費ほか支出	3,713,652
		就労支援事業支出	22,299,292
		支払利息支出	272,480
		利用者等外給食費支出	1,491,500
事業活動収入計(1)	135,160,623	事業活動支出計(2)	123,439,852
事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)			11,720,771
施設整備等による収支			
施設整備等補助金収入	1,606,000	設備資金借入金元金償還支出	2,620,000
施設整備等寄附金収入	2,620,000	固定資産取得支出	5,484,832
固定資産売却収入	85,000	車輛運搬具取得支出	2,329,720
		器具及び備品取得支出	3,155,112
施設整備等収入計(4)	4,311,000	施設整備等支出計(5)	8,104,832
施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)			△ 3,793,832
その他の活動による収支			
積立資産取崩収入	66,060	積立資産支出	4,476,940
拠点区分間繰入金収入	4,924,000	退職給付引当資産支出	776,940
		施設整備等積立金支出	1,000,000
		人件費積立資産支出	2,700,000
		拠点区分間繰入金支出	7,700,000
その他の活動収入計(7)	4,990,060	その他の活動支出計(8)	12,176,940
その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)			△ 7,186,880
当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)			740,059

## (7) 監査対象補助

葛飾区は、「社会福祉法人に対する助成に関する条例」(昭和61年3月31日条例第4号)に基づき、平成30年度において、次のとおりかがやけ第2共同作業所に対して補助金を交付した。

### ア 障害者通所施設負担軽減経費補助金

「障害者通所施設負担軽減経費補助要綱」に基づき、利用料日額払減額分補助として3,561,352円、利用者食費補助として3,709,812円、新体系事業報酬単価減額分補助として2,695,899円の計9,967,063円を交付した。

### イ 民間障害者通所施設サービス推進費補助金

「葛飾区民間障害者通所施設サービス推進費補助要綱」に基づき、基本補助金として10,965,000円、障害者等雇用加算分1,306,000円、福祉サービス第三者評価の受審経費補助分600,000円の計12,871,000円を交付した。

### ウ 障害者通所施設就労支援事業補助金

「葛飾区障害者通所施設就労支援事業補助要綱」に基づき、就労支援を行う指導員に係る人件費・交通費・社会保険料等事業主負担分、就労支援に要した職員出張旅費に対する補助金として2,658,190円を交付した。

### エ 経営コンサルタント委託事業経費補助金

「葛飾区障害者通所施設利用者工賃向上推進事業補助要綱」に基づき、「工賃向上計画」の策定に当たって、相談や助言・指導等を受けるための経営コンサルタント委託費に対する補助金として2,484,000円を交付した。

### オ 日中活動系サービス事業所就労支援助成金

「葛飾区日中活動系サービス事業所就労支援助成金支給要綱」に基づき、利用者の就労による施設利用の契約解除に伴う訓練等給付費の減収分を補うための助成金として542,200円を交付した。

### カ 福祉業務用車両購入費補助金

「福祉業務用車両購入費補助要綱」に基づき、就労継続支援等を行う事業所で使用する福祉業務用車両の購入費に対する補助金として1,606,000円を交付した。

以上の補助金等の合計額は、30,128,453円である。

## 3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

ただし、指摘事項には至らないものの、工賃向上に関する取組みと福祉業務用車両の購入手続きの2点について、以下のとおり意見・要望事項を申し述べる。



## 意見・要望事項

- (1) 経営コンサルタントの助言等を受けて策定した「工賃向上計画」では、平均工賃の各年度の目標額について、平成30年度の22,000円をベースに令和2年度を23,000円と設定しているが、事業報告では平均工賃の実績は平成29年度の21,690円が平成30年度は20,905円と減少した結果となっている。工賃向上計画を踏まえつつ、他の作業所の成功例も参考にしながら、工賃向上に繋がる有効な具体的方策に取り組まれることを期待する。
- (2) 「福祉業務用車両購入費補助金」において、福祉業務用車両購入費補助要綱第11条では「補助金の交付を受けた交付決定法人は、車両を購入するときは入札又は2社以上の見積もりにより決定するものとする。」とし、補助金実績報告書の添付書類として同要綱第13条第1項第2号に「入札又は2社以上の見積もりによる購入に関する経緯報告書」を明記している。この「経過報告書」を確認したところ、見積書徴収事業者は同一の自動車販売会社の2か所の販売店となっていた。同一の自動車販売会社の中での複数の販売店からの見積書徴取では適正な競争が行われたとは言えず、本来であれば他の自動車会社の同程度のグレードの自動車と見積額を比較するべきであろうと思われる。  
区所管課においては、補助要綱の規程を踏まえ、法人に対して適切な指導を行われたい。

社会福祉法人 葛飾鎌倉福祉会  
(監査対象 鎌倉小学童保育クラブ)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人葛飾鎌倉福祉会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- ・ 保育所の経営
- ・ 放課後児童健全育成事業の経営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

平成30年度に葛飾区から補助金の交付を受けた「鎌倉小学童保育クラブ」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

本クラブは児童福祉法に基づき、児童の健全な育成を図るとともに就労・病気等により児童の監護が困難な保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成19年4月1日
イ 所在地	葛飾区鎌倉四丁目24番2号（鎌倉小学校敷地内）
ウ 所有関係	葛飾区が無償貸付
エ 建物の構造	鉄骨造平屋建て
オ 保育室面積	128.24㎡

(4) 施設職員（平成31年3月31日現在）

指導員 5人（2人）

（ ）内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要

ア 開所日・時間等

開所日	月曜日～土曜日	
開所時間	月曜日～金曜日	下校時から午後6時 (延長) 午後7時まで
	土曜日	午前8時30分から午後6時
	学校休業日	午前8時30分から午後6時 (延長) 午後7時まで
休業日	日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)	
対象児童	保護者の就労等により、監護が必要な児童	

イ 月別在籍児童数

(単位：人)

学 年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 年	30	29	29	28	28	26	26	26	25	25	25	25	322
2 年	25	25	25	26	26	25	25	24	24	23	23	23	294
3 年	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	191
4年以上	0	0	0	0	0	3	3	4	4	4	4	4	26
計	70	70	70	70	70	70	70	70	69	68	68	68	833

ウ 使用料等

使用料	1ヶ月	4,000円
間食費	1ヶ月	2,000円
教材費	1ヶ月	300円
延長保育料	1ヶ月 臨時1回	1,000円 500円

生活保護受給世帯等の使用料については、区立学童保育クラブと同様の減額又は免除が行われている。また、間食費においても区より助成が行われている。

(6) 鎌倉小学童保育クラブの収支状況（平成30年度）

(単位：円)

収入の部		支出の部	
区補助金	16,121,090	人件費	16,364,120
私立学童保育事業補助金	15,345,644	間食費	1,884,335
放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金	775,446	教材費	322,243
利用者負担金収入	4,699,007	保険料	81,220
使用料	2,772,000	賃借料	77,760
その他	1,927,007	修繕費	0
間食費助成	196,000	消耗品費	215,370
その他の収入	937	光熱水費	543,863
		通信費	262,520
		その他	1,255,680
前期末支払資金残高	1,020,421		
収入計	22,037,455	支出計	21,007,111
		当期末支払資金残高	1,030,344

(7) 監査対象補助

葛飾区は、区内の学童保育事業運営を補助するため、平成30年度分として、鎌倉小学童保育クラブに対して、補助金を交付した。

ア 葛飾区私立学童保育事業補助金

「葛飾区私立学童保育事業助成要綱」に基づき、上記、法人からの決算報告での収支状況表のとおり、補助金として15,345,644円を交付した。しかし、実績報告書に基づき精算した結果、補助金額は、15,335,744円となり、法人から区に9,900円を返還することとなった。

イ 葛飾区放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金

「葛飾区放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金交付要綱」に基づき、職員の賃金改善に必要な経費に充てる補助金として775,446円を交付した。

区補助金の額は、(6)の収支状況では16,121,090円とあるが、上記アの実績報告書に基づく精算の結果、現時点での補助額は16,111,190円となっている。

3 監査の結果

区は、私立学童保育クラブに対し管理運営費等の助成を行い、入会を希望する児童の受入先を確保することで、授業終了後の適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る目的を実現している。

## 指摘事項

区の補助金に係る事業については、補助金交付の目的に沿って執行されていた。しかし、補助金の交付申請書、実績報告書、各会計帳簿及び現金収支関係書類等を確認したところ、区補助金及び利用者負担金収入の会計年度の誤りに加え、補助金交付申請書の使用料減額者数、実績報告書の使用料、間食費などの金額に誤りがあったことから、2（7）の補助額16,111,190円が、今後、変更されることとなっている。

区が交付する補助金や保護者が納付した使用料などの会計処理、申請書及び実績報告書の作成に当たっては、特段の注意を払い、誤りのないよう処理されたい。

なお、所管課においても法人による適正な事務処理が行われるよう、提出された報告書の確認の徹底を図られたい。

国際自然大学校・東急コミュニティーグループ  
(監査対象施設 葛飾区立日光林間学園)

1 監査対象の概要

(1) 施設

葛飾区立日光林間学園

(2) 指定管理者

国際自然大学校・東急コミュニティーグループ

(指定期間：平成30年4月1日から平成35年(令和5年)3月31日まで)

構成員(代表者) 特定非営利活動法人国際自然大学校

構成員 株式会社東急コミュニティー

(3) 監査対象年度

平成30年度

(4) 指定管理業務等

地方自治法第244条の2第3項及び葛飾区立日光林間学園条例第2条の2の規定に基づき、葛飾区立日光林間学園の管理を行っている。主な業務は、次のとおりである。

ア 基礎的管理業務

運営指針策定管理業務、スタッフ育成管理業務等

イ 施設維持管理業務

建物・設備保守管理業務、備品管理業務、修繕業務、清掃業務等

ウ 施設運営業務

運営業務、ヘルプデスク業務、危機管理及び警備業務、広報PR業務等

(5) 所管課

教育委員会学校施設課

2 管理運用状況の概要

(1) 施設の管理運営

平成30年8月から平成31年3月まで大規模改修工事により施設の利用ができなかったが、区立学校の移動教室は日程を調整し、全校で実施した。なお、一般の宿泊利用については、前年度比313件の減、同人数で6,132人の減となった。

(2) 指定管理者自主事業の状況

日光林間学園は、宿泊施設の運営のほか、以下の事業を実施した。

ア 体験プログラム「鹿革キーホルダー・バードコール作り」など(6月～7月、660人参加)

イ 夏の大冒険キャンプ(8月、42人参加)

ウ 出張プログラム「飯ごう炊さん」(8月、8人参加)

エ 出張プログラム「日光てしごと市」出展 ミニ杉玉作り体験(9月、6人参加)

オ 出張プログラム「鹿クラフト」(10月～11月、76人)

カ 雪遊び大冒険キャンプ（2月、42人参加）

### 3 指定管理料の支払等

教育委員会は、平成30年度分の指定管理料等として、次のとおり67,595,001円を指定管理者に対し支払った。指定管理料は、区立学校の移動教室の実施にかかる経費を含め、施設の管理運営を行うための経費として算定されている。

ア 指定管理料	39,200,000円
イ 利用料金減免補填金	0円
ウ 施設修繕費貸付金	21,898,612円
同 精算による返還金	0円
エ 燃料・光熱水費貸付金	8,454,668円
同 精算による返還金	△1,919,486円
オ 指定管理者からの還元金	△38,793円
差引支払合計金額	67,595,001円

なお、葛飾区立日光林間学園の管理に関する基本協定書第17条及び同年度協定書第6条に基づく還元額は次のとおり算定されている。

収入見込額 (A)	1,000,000
収入実績額 (B)	1,238,870
収入実績額と収入見込額の差額 [(B) - (A)] (C)	238,870
利用料金収入の区への還元額 [(C) × 還元率10%] (D)	23,887

収入実績額が収入見込額を超えた場合に適用する。

収入実績額 (E)	3,307,462
支出額 (F)	3,277,650
収入実績額と支出額の差額 [(E) - (F)] (G)	29,812
自主事業収入の区への還元額 [(G) × 還元率50%] (H)	14,906

収入実績額が支出額を超えた場合に適用する。

還元額合計[(D) + (H)]	38,793
------------------	--------

損益計算書

(単位:円)

葛飾区立日光林間学園 平成30年度損益計算書

区分	平成30年度 年次損益計算書					
	合 計		運営・維持管理業務会計		自主事業会計	
<b>売上高</b>						
指定管理料	39,200,000	0	39,200,000	0	0	0
	0	39,200,000	0	39,200,000	0	0
売上高	0	0	0	0	0	0
施設利用料金収入	1,238,870	0	1,238,870	0	0	0
減免補填収入	0	0	0	0	0	0
食事料金収入	13,689,930	0	13,689,930	0	0	0
自主事業収入	3,307,462	0	0	0	3,307,462	0
その他収入	474,278	18,710,540	474,278	15,403,078	0	3,307,462
売上高合計	0	57,910,540	0	54,603,078	0	3,307,462
<b>売上原価</b>						
食材仕入原価	13,689,930		13,689,930		0	
自主事業原価	3,277,650		0		3,277,650	
売上原価合計	0	16,967,580	0	13,689,930	0	3,277,650
<b>売上総利益</b>		40,942,960		40,913,148		29,812
<b>販売費及び一般管理費</b>						
人件費	20,574,178		20,574,178		0	
業務委託費	14,591,115		14,591,115		0	
消耗品費	798,827		798,827		0	
事務用品費	94,578		94,578		0	
通信費	494,264		494,264		0	
交際費	0		0		0	
新聞図書費	24,512		24,512		0	
旅費交通費	294,323		294,323		0	
広告宣伝費	163,512		163,512		0	
支払手数料	71,144		71,144		0	
賃借料	1,190,316		1,190,316		0	
保険料	219,660		219,660		0	
租税公課	13,000		13,000		0	
負担金	36,400		36,400		0	
雑費	1,082,697	39,648,526	1,082,697	39,648,526	0	0
<b>営業損益</b>		1,294,434		1,264,622		29,812
<b>営業外費用(還元額)</b>						
施設利用料金還元	23,887		23,887		0	
自主事業還元	14,906	38,793	0	23,887	14,906	14,906
<b>経常損益</b>		1,255,641		1,240,735		14,906



#### 4 実地監査

財政援助団体として、監査委員が実地監査した結果は次のとおりである。

(1) 実施日 令和元年9月5日

(2) 監査委員から示された意見

- ア 平成30年度は、日光林間学園内装改修工事等が行われたが、教育委員会と協力して日程調整を行い、区立小学校全校の移動教室を円滑に運営したことを評価する。
- イ 移動教室で利用しない期間においても、キャンプ・イベントを充実させ、一般の利用客が参加できる工夫も行っており、以前に比べて、一般宿泊客の増加が見られる。
- ウ 今後、区立学校の移動教室におけるイベント事業をさらに充実させるとともに、移動教室で利用しない期間においては、区の公共施設を有効に活用するため、区内の高齢者団体、子ども・青少年育成団体、スポーツ団体等の利用が進むように、当該施設のPRと設備・サービスの充実を図っていただきたい。また、区外や外国の方に、この施設がさらに利用されるように工夫をされたい。
- エ 宿泊施設における安全対策・リスク対応は重要である。熊の出没は、ここ数年継続していることから、施設側として可能な設備面での対応と緊急時の連絡・連携体制の整備をお願いする。また、子どもの突然の病気や怪我にも対応できるよう、救急病院や地元医院との連携強化に引き続き努めていただきたい。

#### 5 監査の結果

葛飾区立日光林間学園は、平成30年8月から平成31年3月までは改修工事を実施し、平成30年4月から7月までの稼働であったが、閉園中もキャンプ事業や出張プログラム事業を実施するなど工夫が見られた。

また、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、基本協定書、年度協定書、業務報告書、会計帳簿等の関係書類を確認した結果、次の点が指摘される。

##### 意見・要望事項

- (1) 自主事業の支出について、損益計算書と総勘定元帳の数値に相違がみられた。確認したところ、総勘定元帳に記載誤りが見つかった。委託料及び還元金に変動は生じないが、指定管理者において、正確な会計処理を行われたい。
- (2) 契約に基づき支払を行うべき相手方と異なる事業者（債権者の下請業者）への振込や支払った際の領収書が保管されていた。また、支払が完了している支出科目に「未払い」の表示が残ったままであり、支払年月日が記載されていないなどの不適切な事務処理が複数見られた。適正な帳簿作成と会計処理を行われたい。

##### その他

当該施設の所管課においては、指定管理者と十分な協議を行い、日光林間学園の管理運営に指定管理者制度を導入した趣旨を踏まえて、区立学校の移動教室事業の一層の充実と、区民の利用拡大につながる積極的な取組を行うよう希望する。

株式会社ソーリン  
(監査対象施設 亀有南駐車場他6か所)

1 監査対象の概要

(1) 施設

亀有南駐車場、四つ木駐車場、高砂自転車駐車場、亀有東自転車駐車場、亀有南自転車駐車場、亀有駅南口公園下自転車駐車場及び亀有西自転車駐車場

(2) 指定管理者

株式会社ソーリン (指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで)

(3) 監査対象年度

平成30年度

(4) 指定管理業務等

地方自治法第244条の2第3項、葛飾区公共駐車場条例第1条の2、葛飾区公共無人管理駐車場条例第1条の2及び葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例第2条の2の規定に基づき、(1)記載の駐車場及び自転車駐車場の管理を行っている。主な業務は、次のとおりである。

ア 基礎的管理業務

運営指針策定管理業務、スタッフ育成管理業務等

イ 施設維持管理業務

駐車場及び自転車駐車場機器保守管理業務、備品管理業務、修繕業務、清掃業務等

ウ 施設運営業務

駐車場及び自転車駐車場運営業務、ヘルプデスク業務、危機管理及び警備業務、利用促進業務等

(5) 所管課

都市整備部道路管理課

2 管理運営経費等

(1) 管理運営経費

指定管理者が必要とする管理運営経費は、上記1(1)記載の駐車場及び自転車駐車場を運営することで収入される利用料金の中から支出する。

(2) 納付金

指定管理者は、基本協定書及び年度協定書に基づき、以下の計算により求められた金額を区に納付金として納める。

① 年度当初決定納付金

年度協定書第4条で規定する収入基準額から支出基準額を差し引いた金額

② 加算納付金

当該年度末において、利用料金収入額から管理運営経費支出額を差し引いた金額が年度当初決定納付金を超過した場合は、当該超過額の60パーセントの金額

③ 利用料金減額免除額

当該年度において、身体障害者等が利用した際に利用料金を減額した金額及び免除した金額

【平成30年度の納付金】

駐車場

① 年度当初決定納付金	96,527,000円
② 加算納付金(還元額)	2,493,494円
③ 利用料金減額免除額	△66,000円
区への納付金	98,954,494円

自転車駐車場

① 年度当初決定納付金	28,263,450円
② 加算納付金(還元額)	0円
③ 利用料金減額免除額	△771,200円
区への納付金	27,492,250円
区への納付金合計	126,446,744円

【参考 還元額の算定】

駐車場に係る区への還元額

(単位：円)

年度当初決定納付金 (A)	96,527,000
利用料金収益総額 (B)	100,682,823
利用料金収益総額と年度当初決定納付金の差額 [(B) - (A)] (C)	4,155,823
利用料金収益の区への還元額 [(C) × 還元率60%] (D)	2,493,494

利用料金収益総額が利用料金収益見込総額を超えた場合に適用する。

自転車駐車場に係る区への還元額

(単位：円)

年度当初決定納付金 (E)	28,263,450
利用料金収益総額 (F)	22,370,635
利用料金収益総額と年度当初決定納付金の差額 [(F) - (E)] (G)	△5,892,815
利用料金収益の区への還元額 [(G) × 還元率60%] (H)	0

利用料金収益総額が利用料金収益見込総額を超えた場合に適用する。

(単位：円)

還元額合計 [(D) + (H)]	2,493,494
-------------------	-----------

損益計算書（平成30年度）

<駐車場> 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

（単位：円）

科目	運営・維持管理 業務金額		自主事業 会計金額	合計金額
売上高				
指定管理料				
協定時指定管理料				
最終指定管理料差額				
売上高				
施設利用料金収入	154,585,100			
施設利用料金減免補填収入				
自動販売機収入				
自主事業収入				
その他収入				
売上高計			154,585,100	
売上原価				
売上総利益			154,585,100	
販売費及び一般管理費				
人件費	25,922,209			
備品費	0			
業務委託費	10,385,797			
消耗品費	161,231			
事務用品費	38,980			
印刷製本費	678,326			
修繕料	1,027,636			
外注費	0			
通信費	159,618			
旅費交通費	104,722			
光熱水費	8,779,267			
広告宣伝費	259,200			
支払手数料	185,718			
保険料	101,053			
減価償却費	1,052,100			
租税公課	2,629,125			
雑費	112,673			
その他経費	2,304,622	53,902,277		
営業外収益				
営業外費用				
施設利用料金還元額			2,493,494	
自主事業還元額				
当期純利益			98,189,329	

この損益計算書は、指定管理者が作成したものをそのまま使用した。

当期純利益には、区への納付金である年度当初決定納付金（96,527,000円）及び利用料金減額免除額（△66,000円）が含まれており、指定管理者の純利益は1,728,329円である。

<自転車駐車場> 平成 30年4月1日から平成 31年3月31日まで

(単位:円)

科目	運営・維持管理 業務金額		自主事業 会計金額	合計金額
売上高				
指定管理料				
協定時指定管理料				
最終指定管理料差額				
売上高				
施設利用料金収入	141,445,440			
施設利用料金減免補填収入				
自動販売機収入	443,900			
自主事業収入				
その他収入	9,300			
売上高計		141,898,640		
売上原価				
売上総利益		141,898,640		
販売費及び一般管理費				
人件費	49,893,826			
備品費	0			
業務委託費	44,786,603			
消耗品費	499,585			
事務用品費	14,949			
印刷製本費	881,470			
修繕料	3,859,649			
外注費	0			
通信費	492,924			
旅費交通費	0			
光熱水費	5,977,399			
賃借料(リース料)	2,781,312			
支払手数料	77,652			
保険料	39,947			
減価償却費	240,000			
租税公課	3,959,582			
雑費	55,663			
その他経費	5,967,444	119,528,005		
営業外収益				
営業外費用				
施設利用料金還元額		0		
自主事業還元額				
当期純利益		22,370,635		

この損益計算書は、指定管理者が作成したものをそのまま使用した。

当期純利益には、区への納付金である年度当初決定納付金(28,263,450円)及び利用料金減額免除額(△771,200円)が含まれており、指定管理者の純利益は△5,121,615円である。

### 3 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、基本協定書、年度協定書、業務報告書、会計帳簿等の関係書類を確認した結果、次の点が指摘される。

#### 指摘事項

基本協定第16条で規定する「減額・免除申請書その他の記録」のうち、申請当初に提出される申請書の一部しか保存されておらず、次回以降の申請書（更新）等が保存されていなかった。申請書等により減額・免除の確認ができないまま利用させることは、利用者間の公平性を担保できていないことになる。さらに、減額・免除は区への納付金と相殺されるもので、その根拠がないまま相殺することは認められない。減額・免除申請書等の保存は厳格に行うべきである。

なお、納入金計算報告書に利用料金減額免除額（納付金相殺）66,000円（亀有南駐車場・四つ木駐車場）、771,200円（亀有南自転車駐車場外）が記載されているが、損益計算書にその記載はなかった。

損益計算書には、利用料金減額免除額及び区への納付金を計上し、収支の状況を明確にすべきである。

#### 意見・要望事項

- (1) 基本協定書は、「葛飾区亀有南駐車場等の管理に関する基本協定書」のみであるが、年度協定書は「葛飾区亀有南駐車場等の管理に関する年度協定書」及び「葛飾区亀有南自転車駐車場等の管理に関する年度協定書」と2つの年度協定書に分けられている。この2つの年度協定書は、「収入及び支出の基準額」（年度協定書第4条）、「納付金の納付」（年度協定書第5条）の記述と仕様書だけが異なっており、その他は同一の内容となっている。駐車場と自転車駐車場を合わせて管理運営するメリットを踏まえれば、年度協定書も1つにすることが望ましい。
- (2) 駐車場及び自転車駐車場の建物・備品等の修繕に係る規定が、基本協定書又は年度協定書にない。修繕に関する規定及び費用分担に関する規定を協定書に明記し、区及び指定管理者において疑義がないようにされたい。